

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが
あります。
6. 試験中に、過去問題を見る等の禁止されている行為を確認した場合、不合格
扱いとなります。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、係員の案内に従い、受験者の迷惑と
ならないよう静かに退出して下さい。退出後にご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）_____

記入者名（受験者名）_____

席 番 号	
-------------	--

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を
（ ）内に記入しなさい。

1. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取り扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りではない。（運輸規則第3条）

（ ○ ）

2. 事業者は、事業用自動車に少なくとも営業区域内の道路、地名、著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅が明示された地図であつて地方運輸局長の指定する規格に適合するものを備えておかななければならない。（運輸規則第29条）

（ × ）

3. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法における運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

（一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法）

（ ○ ）

4. 自動車の使用者は、当該自動車について滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があつた日から30日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。（運送車両法第69条）

（ × ）

5. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。（道路運送法第30条）

（ ○ ）

6. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新がなされたときは、その有効期間は従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。(道路運送法第8条)
(○)
7. 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両総重量5トン以上の自動車に限り、運行記録計を備えなければならない。(運輸規則第26条)
(×)
8. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。(運輸規則第16条)
(○)
9. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。(運輸規則第7条の2)
(×)
10. 事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運送の引受けに関する事項を定めなければならない。(道路運送法施行規則第12条)
(○)
11. 統括運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(車両法施行規則第32条)
(×)
12. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出なければならない。(道路運送法施行規則第66条)
(○)
13. 事業者はその事業を廃止したときは、その日から三十日以内に届け出なければならない。(道路運送法第38条)
(×)
14. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者、車掌その他の乗務員は、旅客の現在する事業用自動車内で喫煙してはならない。(運輸規則第49条)
(○)
15. 旅客自動車運送事業者は、2月以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。(運輸規則第36条)
(○)

II. 事業者が、その事業計画を変更しようとするときに、認可を受けなければならない場合があります。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には ○ 印を、そうでない事項には × 印を記入しなさい。

(道路運送法第15条)

- ① 営業所の位置の変更 (○)
- ② 営業区域の拡大 (○)
- ③ 自動車車庫の位置及び収容能力の変更 (○)
- ④ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更 (×)
- ⑤ 役員の変更 (×)

III. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、その記録を一年間保存しなければならないが、記録する事項に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第25条)

- ・乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び (カ)
- ・旅客が (サ)
- ・乗務員が睡眠に必要な施設で睡眠をした場合は、当該施設の (エ)
- ・運転を交替した場合は、その (キ) 及び日時
- ・道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び (コ)

ア. 運賃及び料金	イ. 幅員	ウ. 乗車した時間	エ. 名称及び位置	オ. 種類
カ. 乗務した距離	キ. 地点	ク. 理由及び氏名	ケ. 規模及び料金	コ. 原因
サ. 乗車した区間	シ. 計画	ス. 結果及び弁明	セ. 瞬間最高速度	ソ. 経験

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、（ ）で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。(道路運送法第2条)

答. 有 償

2. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。(道路運送車両法第52条)

答. 十五日

3. 一般旅客自動車運送事業者は、（ ）及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。(道路運送法第20条)

答. 発 地

4. 事業者は、運送の（ ）を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。ただし、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。(道路運送法第14条)

答. 申込み

5. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の（ ）をしてはならない。(道路運送法第10条)

答. 割戻し

V. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ・拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり原則として(**ア**) を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者等については、労使協定があるときは、52週間のうち16週間までは、4週間を平均し1週間あたり(**ク**) まで延長することができる。
- ・連続運転時間は、(**エ**) を超えないものとする。
- ・一日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、(**ウ**) とすること。
- ・勤務終了後、継続(**コ**) 以上の休息期間を与えること。

ア. 65時間	イ. 20時間	ウ. 16時間	エ. 4時間	オ. 40時間
カ. 13時間	キ. 24時間	ク. 71.5時間	ケ. 12時間	コ. 8時間
サ. 3時間	シ. 9時間	ス. 100時間	セ. 30分	ソ. 144時間

VI. 旅客自動車運送事業の欠格事由に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第7条)

国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

- ・許可を受けようとする者が一年以上の(**セ**) 又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から(**ク**) を経過していない者であるとき。
- ・許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は(**ス**) 自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の(**オ**) する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の(**ウ**) 又は支配力を有する者を含む。)として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。)であるとき。

ア. 事業停止処分	イ. 一般貨物	ウ. 職権	エ. 三年	オ. 業務を執行
カ. 運行を管理	キ. 取消し	ク. 五年	ケ. 経済力	コ. 十年
サ. 一年	シ. 行政処分	ス. 特定旅客	セ. 懲役	ソ. 減給処分

